

第 2 回座間味村議会臨時会

第 1 日 目

3 月 2 9 日

平成19年第2回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平 成 1 9 年 3 月 2 9 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成19年3月29日 午後2時00分 議長宣言		
	閉 会	平成19年3月29日 午後2時28分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	2 番	中 村 秀 克	6 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	7 番	宮 里 清之助
	5 番	金 城 勝 英	8 番	宮 平 秀 保
			9 番	金 城 英 雄
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 里 順 之		
会 議 録 署 名 議 員	2 番	中 村 秀 克	3 番	金 城 善 昇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	仲 村 三 雄	環 境 衛 生 課 長	金 城 英 隆
	助 役	高 良 豊	経 済 建 設 課 長	
	教 育 長	仲 地 勇	船 舶 課 長	宮 平 優
	総 務 課 長	大 城 晃	会 計 課 長	
	政 策 企 画 課 長		教 育 課 長	金 城 英 幸
	住 民 課 長			

平成19年第2回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成19年3月29日午後2時開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名について
2		会期の決定について
3	議案第38号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
4	議案第39号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
5	議案第40号	沖縄県町村交通災害共済組合理約の変更について
6	議案第41号	座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議長（金城英雄）

ただいまから平成19年第2回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午後2時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 中村秀克議員及び3番 金城喜昇議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．議案第38号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第38号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の給与に関する条例（昭和49年4月10日条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「5,000円」を「6,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月29日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

人事院勧告に基づき国・県及び他の団体の職員の給与改定を考慮し、職員の給与を改定するため、関係条例を改正する必要がある。

詳細については担当から説明をさせます。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城英雄）

これで、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第38号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第39号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第39号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年6月22日条例第26号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成19年3月29日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

今回の別途通帳会計処理の件で、部下職員の監督に不十分な点があったとして、自ら給料の改定をする。

中身については担当のものから説明させます。

○ 議長（金城英雄）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。大城総務課長。

○ 総務課長（大城 晃）

ただいまの議案第39号について、内容を説明します。

2ページ目、特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてなんですけれども、去った3月の定例議会で村長の給与を53万6,000円とするとありました。これはもう可決されたんですけれども、その附則に次の1項を加えるということで附則を読み上げたいと思います。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例について

附則に次の1項を加える。

2 平成19年4月1日から平成19年9月30日までの間、村長の俸給月額については、第3条の規程にかかわらず、同号の規程により支給されることとなる額から、その額の100分の10を相当する額を減じた額とする。

ただし、平成19年6月に支給されることとなる期末手当の計算の基礎となる俸給月額は、第3条に規程する額とする。

附 則

平成19年4月1日から施行する。

次のページにこれも新旧対照表を説明書きでつけております。旧53万6,000円というのが、3月定例会で決定をした53万6,000円の額でございます。

それから新の今回の減額案ということで48万2,400円、これは4月から9月までの間とするということでございます。以上です。

○ 議長（金城英雄）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と言う者あり)

異議がありますので起立によって採決します。原案に賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、議案第39号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第40号 沖縄県町村交通災害共済組合理約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長(仲村三雄)

議案第40号

沖縄県町村交通災害共済組合理約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、沖縄県町村交通災害共済組合理約の一部を次のとおり変更する。

平成19年3月29日提出

座間味村長 仲村三雄

提案理由

沖縄県町村交通災害共済組合の事務所の位置の変更、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)の施行による収入役の廃止及び会計管理者の設置並びに監査委員の規定の整備をすること等に伴い、同組合理約を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき、この案を提出する。

詳細については担当課長から説明いたします。よろしく申し上げます。

○ 議長(金城英雄)

大城総務課長。

○ 総務課長(大城 晃)

ただいまの議案第40号について、説明いたします。

これも去った3月の定例議会で5件ほど同様の提案をしております。地方自治法の一部改正に伴う各団体の事務組合における規約の変更でございます。中身は去った議会で全部可決されたものと全く同じでございます。まずは自治会館の場所、自治会館が移転に伴って事務局の場所の変更。それから収入役という文言を削除する。そして、会計管理者を置くというものが大まかな改正点でございます。

沖縄県町村交通災害共済組合理約の一部を改正する規約

沖縄県町村交通災害共済組合理約(昭和56年沖縄県指令総167号)の一部を次のように改正する。

第4条中「那覇市旭町116番地30、沖縄県市町村自治会館内」を「那覇市内」に改める。

第6条第1項中「組合長、副組合長、収入役」を「組合長及び副組合長」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「組合長、副組合長および収入役」を「組合長及び副組合長」に改める。同条第4項を削る。

第11条中「組合長、副組合長および収入役」を「組合長及び副組合長」に改める。

第11条中の次に次の1条を加える。

第11条の2 組合に会計管理者を置く。

第12条第4項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第14条第2項中及び第3項中「知識経験」を「識見」に改める。

附 則

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行し、改正後の沖縄県町村交通災害共済組合規約の規定は、平成19年4月1日から適用する。

以上で説明を終わります。

○ 議長（金城英雄）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 沖縄県町村交通災害共済組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第40号 沖縄県町村交通災害共済組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第41号 座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

議案第41号

座間味村職員の勤務時間に関する条例の
一部を改正する条例について

座間味村職員の勤務時間に関する条例（昭和47年5月20日条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月29日提出

座間味村長 仲 村 三 雄

提案理由

人事院勧告に基づき国・県及び他の団体の職員の勤務時間のなかの休息時間を見直すため、関係条例を改正する必要がある。

私から内部も説明させていただきますが、次のページをお開き願いたいと思います。第1条から第3条は略してありますが、休息時間、第4条 任命権者は、公務に支障のない限り、村長の定める基準に従い、おおむね4時間の連続する正規の勤務時間ごとに15分の休息時間を置くことができるというところと、それから前項の休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとする。この条項を全部削除するというところでございます。ひとつよろしくお願ひします。

○ 議長（金城英雄）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第41号 座間味村職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

開議を閉じます。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。

村長から発言の申し出がありましたので、暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（金城英雄）

再開いたします。

村長から発言を申し出があります。これを許します。仲村三雄村長。

○ 村長（仲村三雄）

どうもありがとうございます。この間の3月定例議会、3月16日終了の日に同じく私から発言をお願いをいたしまして、行財政特別委員会の調査報告に基づく私の処分方針ということで皆さんに報告を申し上げたところですが、それから時間が立ちまして、処分結果として皆さんに御報告を申し上げたいと思っております。

まず、記としましては、この間皆さんから出てきました1-1で刑事告発ということについては告発はしないということで変わりありません。

それから2番の1-2の助役の辞職勧告についてでありますけれども、これはこの間も申し上げましたとおり、任期満了前の辞職願いを受理いたしました。この間、受理することとするということで方針を述べておりましたけれども、3月5日に辞職願いが出まして、3月23日に辞職願いを受理しております。それで辞職をする日は3月31日でございます。ということで受理いたしました。そこで、次はこの預金の取り扱いにおいて、不適切な会計処理があったということ助役は認めまして、そういう取り扱いについては大変、村民に御迷惑をおかけをしましたと大きくお詫びを申し上げます。ということで、自らいわゆる退職時の俸給を5%減ずるということを出してきておりますので、私はそれを認めてひとつ村民に対しまして、助役の意を汲み取っていただきたいというふうに皆さんに報告するところであります。

それから次の2の大城課長の降格についてでございますが、方針の中でも申し上げましたように私は大城課長を呼んでいろいろ事情聴取をしましたところ、私の範囲内では特に非となるものを見つけ出すことはできなかったということで方針の中でも処分を行わないというふうにしました。

それからもうひとつ、舌足らずで大変申しわけなかったんですけども、この度の特別調査委員会の報告においても先に申し上げましたように職員の降格について規定する地方公務員法第28条1項、各号の要件に該当する事実は認め難く処分は行わない。これはそのとおりでまた次も、しかし村内を騒がす結果を招いたことは公務員として大いにそういう行動はこれから慎まなければいけないということで私から嚴重注意をしたところであります。ということで御報告させていただきます。

次3番目ですけれども、村長の監督責任については先ほど皆さんに俸給を減ずるという条例を提出しまして可決されたところであります。そういうことで私といたしましては、今後そういったような疑惑と言うんでしょうか、疑惑が持ち上がらないような、疑惑が出ないような本当に透明な村政運営に努めていくということを皆さんにお誓い申し上げまして、これまでの一連の職員、このこととは関係ございませんが、二、三年前から続いてありました職員の不祥事とか、そういったものも含めまして、今後起こらないように私、役職員一同一丸となってやっていきます。また、ひとつ議員の皆さんの御指導もよろしくお願ひしたいと思っております。そういうことですべてを含めまして私からお詫びを申し上げまして、御報告とさせていただきます。本当にすみませんでした。以上でございます。

○ 議長（金城英雄）

高良助役。発言を許します。

○ 助役（高良 豊）

これまでの新聞報道によります議会を始め、村民あるいはまた職員に多大な迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。ただいま処分の内容につきましては村長からありましたように村長の処分を真摯に受け止め、反省しているところでございます。そういう意味でまた1日も早く村政の名誉の回復といえますか、信頼の回復、あるいはまた村の信頼の回復を願って、この村長の処分を真摯に受け止め、反省して村の発展を願ってお詫びいたします。どうもすみませんでした。

○ 議長（金城英雄）

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成19年度第2回座間味村議会臨時会を閉じます。

閉 会（午後2時28分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 金 城 英 雄

署名議員 中 村 秀 克

署名議員 金 城 喜 昇